

協議員から出された意見

第15回協議会

必要性の有無（効果と影響）について

- ・ 供用後に問題が生じた場合、行政は止めることも視野に適切な対応をすると宣言できるか。
- ・ P I 協議会は建設中、建設後も約束が履行されているか監視する機能を持たせるべき。
- ・ 東名以南のルートが公表されないのはなぜか。
- ・ 計画作成時点から40年近く経ったが、まだ必要な理由は。
- ・ 市川を始め千葉県内（葛飾区部分も含む）の進捗状況と今後の見通しは。
- ・ 東京区間はいつまでに竣工するのか。
- ・ 料金制度の問題
- ・ 外環 J C T に発生するであろう誘発交通にどう対処するか、谷原の解消策を具体的に明示せよ。
- ・ ジャンクションがあった場合、特に地下、大深度となるとき移転棟数、またどのような建物があるのか。
- ・ 立ち退きをしなければならぬときに代替地がどうなるのか。
- ・ 大深度になったときの評価手続きをどういう方法とするのか。 [提出資料補足説明] (濱本協議員)
- ・ 立ち退きを希望する人に対する補償はどのように考えているのか。
- ・ 外環自体の需要予測値が示されていない。
- ・ 東名以南の解決策を示していただきたい。
- ・ 需要予測について予測値が外れたときに行政がどのような対応をするのか。
- ・ 外環建設となった場合、計画内容について共同宣言を出すべき。
「 P I 憲章 」 のようなものを作り、 P I の考え方、進め方を提言としてまとめるべき。
[提出資料補足説明] (渡辺協議員)
- ・ 外環道の南限を東名でとめると世田谷区南部はとんでもないことになる。第3京浜、目黒通りまで瀬田交差点を通過せずに外環道に入れるようにしたらどうか。 [提出資料補足説明] (秋山協議員)
- ・ 東名以南についての国の考えを聞きたい。 (栗林協議員)
- ・ 外環ができた場合とできない場合について交通需要がどのように変化するかシミュレーションすべき。
(柴田協議員)
- ・ 水と緑のネットワーク化は、外環計画と一体で考える重要な政策。東京都がどのような方向でやっているのか伺いたい
- ・ 影響は「立ち退く人」だけでなく「残る人」にとっても重要な課題。新しい法制度を作り、これに基づき、これらの人に対する補償を検討すべき。
- ・ 開通した外環練馬区間を見ても、残された人は地獄である。その教訓から周辺環境整備をしっかりとしてほしい。
- ・ 市民参加による事後評価を実施し、完全に環境の修復をするようなところまで担保してほしい。
(武田協議員)
- ・ 事後評価のあり方として、行政、事業者側だけでなく住民側も加えていくという方向性は将来あり得る。
(成田協議員、大寺協議員)
- ・ 事後アセスだけでなく、事業前アセスの件も検討していただきたい。
(江崎協議員)
- ・ 必要性を考える場合、大きな意味での通過交通をどうするか説明すべき。
(倉田協議員)
- ・ 「大気環境の動向予測調査 平成元年3月(株)環境総合研究所」という資料で外環が整備された場合誘発交通が起こると書かれている。都は、環境改善に積極的なようだが、都市再生とか、道路整備を進めていて大変矛盾を感じる。 [提出資料補足説明] (江崎協議員)
- ・ シールドにより、地下水をどの程度分断するのかなどのデータを出すべき。また、地下水対策は水脈の保全だけでは完全でなく、井戸などの生活用水をどう保存していくのかが課題。モデルを出して議論すべき。
(武田協議員)
- ・ 大深度地下の活用も含めて検討を進めているが、開削とかシールドがどういう構造なのかも含め、次回の協議会で模型や地図などを活用して具体的に説明したい。
(伊勢田協議員)

意見

- ・外環においてディーゼル車の規制とかをどう応用していけるか、東京都の環境確保条例の実施によって、どのような改善が見られているか、問題は何かを出していただきたい。
- ・動植物の連鎖が都市施設によって断ち切られるというおそれと紅葉林が大気汚染耐性では非常に弱くNO₂の吸収率は大きいなどの分析をされたか、自然環境の調査をどのように解析されたか出していただきたい。(栗林協議員)
- ・大深度になった場合、現在までに提出した資料がどのように変わるのか、資料として出すべき。
- ・検討の仕方、保全の仕方とか、実際にどういうやり方でやるのかということを知りたい。(濱本協議員)
- ・自動車に関する規制等のあらましで、達成を計画している年度とSPM、NO_xがどれだけ規制されるのか、数値を出していただきたい。
- ・TDMの達成年度を教えてください。(新協議員)
- ・TDM東京行動プランの基本的な考え方の中に目標設定をしており、平成15年まで20キロ、平成22年度までには25キロ以上にしようとしている。
- ・環境局がTDM、単体の規制、それを合わせて今算定中です。(宮良協議員)
- ・大深度法そのものの中身、施行基準、施行令がほしい。(武田協議員)
- ・井荻トンネルの地下水の対策は通水管という水が上下流で通るような対策をし、結果、水位が回復をしたところと回復をしなかったところがある。回復しなかったのは旧井草川の辺であり、工法も連続して壁をつくったことで差が出てきたと思う。今後の対応は水位、地質や工法により異なるが今後の参考として対応していく。(宮良協議員)
- ・四面通から谷原のところの断面図は出ないか、対策については資料を出していただきたい。(濱本協議員)
- ・連壁が何でこんな深く、地下水を分断するようにやってあるのか。(武田協議員)

その他

意見

- ・PIプロセスは事業者の説明責任と住人の発言責任が合意形成のキーポイント。
- ・行政が十分な説明をし、アンケートをしたか、私たちの協議をだれが評価するのか、疑問を感じている。
[提出資料補足説明](栗林協議員)